

第二章 憲法改正と権力の分化

第一節 ハビビ政権下における「政治改革」

1. ハビビによる改革の取り組み

スハルト辞任を受けて就任したハビビは、長年スハルト側近として務め上げてきた¹。スハルト政権自体を打倒しようとしたグループは、ハビビ就任を支持しなかった。それは、ハビビがスハルトの側近であることで、スハルトが大統領を辞任しても「院政」を敷きかねないと警戒したのである。また、新たに組閣された閣僚は32名中19人がスハルト第7次内閣からの留任というように、ハビビ政権には期待できるような政治改革が本当にできるのかという疑問もあった。アブドゥルラフマン・ワヒド Abdurrahman Wahid、メガワティ・スカルノプトリ Megawati Soekarnoputri、アミン・ライス Amien Rais 国民信託党 Partai Amanat Nasional (PAN) 党首、ハメンクブウォノ 10世 Hamengkubuwono X (ジョグジャカルタ特別州知事)の4人がワヒドの私邸で会談を持ち、発表した声明文²の中でも、ハビビ政権は過渡的な政権であり、次期総選挙までの暫定政権であるとされた³。

1998年11月、ハビビ政権誕生後初の国民協議会特別会議が開かれた。国権の最高機関であるはずの国民協議会は、スハルト体制下では5年に1度しか開かれず、正副大統領の選出、といっても実質的にスハルト再選と、スハルト推薦による副大統領の追認機関でしかなかった。この特別総会において、まず第一に、パンチャシラへの強制的忠誠義務を破棄し⁴、基本的人権の尊重が採択される⁵など、政治的自由化が行われた。本論文第一章で述べたように、スハルト政権下では、パンチャシラを国の唯一の原則であるとし、すべての社会団体にパンチャシラを原則に据えるよう、また全国民が従うべき国家原則であると強要された。そしてその結果、政党の原則もすべてがパンチャシラとなった。このMPR決定が破棄されたことによって、パンチャシラを唯一原則とする必要がなくなり、思想・信条の自由という政治的自由の一つの流れに沿ったものといえる。ただ、川村が指摘するように、1985年に定められた社会団体法⁶の改正が行われていない。この社会団体法は、パンチャシラを「社会政治組織存立の唯一の原則とすることを定めて」おり、そのためこの法律を改正しない限り本来であれば、スハルト辞任後にイスラームを結党原則として設立された政党は違法と考えることもできる。しかし、後に述べるようにこの社会団体法を

改正せずに政党法が定められ、それに先立って 1998 年 5 月 26 日には内務大臣が結社の自由を認める発言をしたため、パンチャシラを原則としない政党が多く結成された。政治的自由の進展という観点から見れば好ましいことだとはいえ、やはりここは法改正を行い、法的根拠を持たせた上での結社の自由が好ましかったのではないかと考える。

また基本的人権に関する決定もなされ、その中に示される「基本的人権憲章」においては、生存権、法の下での平等、平等権、信仰の自由、思想・表現の自由、職業選択の自由、教育権、居住および移転の自由、結社・集会の自由、労働権、男女平等、所有権の保護などが明記された。インドネシア社会は「家族主義的社会」であり、それは「社会の構成員の権利と義務に関わる社会秩序を承知している」とされる。すべての個人は社会の一部で、「社会の秩序および機能の保全、生活環境の質の向上と制度改善を尊重する義務と責任」を負うとしながらも、国際連合加盟国として世界人権宣言などを批准する責務を認め、また基本的権利は「差別無く全人類に与えられた基本的権利」と定められた。また、この基本的権利は「人間の尊厳と威信に関わる権利」と認められた。この憲章は、後に憲法第 2 次改正で憲法条文に盛り込まれることになった基本的人権部分の下地となった。

第二に、独立した総選挙委員会の下で総選挙を実施し、その政治的競争と参加制度の構築⁷である。スハルト時代の総選挙実施機関は、内務大臣が長を務める総選挙庁であった。また地方自治体の選挙実施機関の長は、ゴルカル構成員である州や県の知事が選挙管理委員長に就任しており、ゴルカルや政府による選挙操作が可能な制度となっていた。ハビビ政権に入るとその実施機関が変更され、「自由で自立した」総選挙委員会に引き継がれることとなった。また投票日も今までは平日に行われていたが、この改正によって投票日は休日、あるいは休日にされた日に行われることが決まった。これにより、職場単位での投票は実施が難しくなり、居住地での投票となった。また独立した諸機関は総選挙監視を行うことができるとされ、不正が起きないように努力が払われた。

第三に、大統領非常大権の廃止⁸や正副大統領の任期制限⁹、憲法改正のための国民投票規定廃止¹⁰など、権力関係の制度化が行われた。非常大権については、大統領が非常事態宣言をし、治安秩序回復のためにあらゆる手段を取ることができるとした MPR 決定 1998 年第 5 号を破棄する決定を行った。また、正副大統領の任期制限に関しては、今まで無制限の再選を認めていた 1945 年憲法を見直し、1 期 5 年である正副大統領任期を 2 期 10 年までと定めた。スカルノやスハルトが長きに渡って大統領の座に座り続けたことから考えると、この決定により今後は長期政権を敷く大統領が出現しないだろうと考える。ただし、

特に正副大統領の任期制限については、MPR 決定だけでは不十分であるとする。それは、この任期規定については憲法条文に既に盛り込まれていることであり、任期制限を課す場合はその憲法自体の改正が必要だと考えるからである。したがって、一連の権力分立に関する是正については、MPR 決定のみならず憲法改正をも視野に入れた取り組みが必要であるという認識が発生した。

さらに政党と公務員の関係を見直す政令¹¹も制定された。スハルト時代、公務員がゴルカル構成員として集票マシンと化し、また住民への「指導」「監督」を行っていたという反省から、文民公務員のあり方が問われた。ここで文民公務員は、「中立的な姿勢を持ち、特定集団の利益のために国家設備を利用することは避けなければならないと定められた（政令 1999 年第 5 号第 3 条）。また本政令制定と同時に、政党员となっている文民公務員は、政党员資格を自動的に失うこととされ、政党に留まりたい場合は本政令施行後 3 ヶ月以内に直属長を通して申請し、認可された場合に文民公務員を離職するとされた。またゴルカルの主な構成要素であった公務員組合を解散することをゴルカル幹部が明言し¹²、ゴルカルは 1999 年総選挙時点では既に政党組織へと改編していたので、文民公務員はゴルカル党 Partai Golongan Karya への参加も不可能となったのである。しかしここでは文民公務員に対しての規定であり、軍人公務員、すなわち国軍所属の兵士に関しては規定がなされていない。しかし次に述べる総選挙法第 30 条において、「インドネシア共和国軍の構成員は、選挙権を行使しない」とし、また第 42 条では「インドネシア共和国軍の構成員は、被選挙権を行使しない」としており、現役軍人の参政権は制限されるように定められた。

次項で述べる政治 3 法の制定を含め、ハビビは就任当初、多くの国民が持っていた改革への「疑念」を払拭するかのよう、政治改革を推し進めていった。これは、スハルト側近とのイメージが強かったハビビにしては、かなり意外だと考えられる。しかし、これは横山の言葉を借りれば「エリート集団が保身を図る形」¹³で民主化を進めて行ったものとする。つまり、ハビビは自らの政治家としての保身を図るために改革のポーズをとらざるを得なかったのではないか。仮にハビビが自らの政権を過渡的政権と認識していたとすれば、政治改革を積極的に進めていくことは特段の必要性が考えられず、むしろ自らが所属するゴルカルが今後も如何に政権にコミットしていくかを考えただろう。しかし、ハビビには来る 1999 年の総選挙を経た大統領選挙での再選を考え、国民にスハルト側近イメージの払拭と改革アピールをする必要があったのだと考える。結果を先に述べると 1999

年大統領選挙でハビビは再選を果たすことはできなかった。しかし、ハビビ政権下で行われた数々の政治改革や法制度の整備は、この後のインドネシア政治における民主化にとって、大きな転換期であり、ハビビ政権を評価すべきと考える。

2. 政治 3 法の整備と政治的自由の確立

こうした一連の国民協議会による改革の方向性が示された後、翌年 1999 年 1 月に召集された国民議会においてさらなる政治改革が進められた¹⁴。まずは政治 3 法と呼ばれる政党法¹⁵、総選挙法¹⁶、議会構成法¹⁷がそれぞれ制定された。政党法から見て行くと、スハルト時代は政党結成が認められず、開発統一党と民主党のみの 2 政党に限られていた。しかしスハルト政権崩壊後、内務大臣によって結社の自由が認められたりしており、また近い将来実施されるであろう総選挙のためにも、政党法を整備しておく必要が生じた。これによれば、21 歳以上のインドネシア国民が 50 名以上集まることで、政党の設立が可能となった（第 2 条）。ジャカルタへの中央執行部設置はもとより、スハルト時代には禁止されていた村などにも支部をおくことができるようになり、各政党は細かい組織作りができるようになった（第 11 条）。ただし、共産主義・マルクス主義・レーニン主義やパンチャシラに反するその他の教義を信奉したり広めたりすることは禁じられた（第 16 条）。もちろん、先に述べたように社会団体法が存続しているため、パンチャシラを無視して結党することはできない。しかし、だからといってパンチャシラの押し付けをするのは、社会の改革機運から見ても難しい。結果、「党規約、党運営規約の中で、国の基礎としてパンチャシラを規定する義務を負うが、各党の原則はパンチャシラ以外でもよい」とされ、イスラームなどパンチャシラ以外の原則を標榜する政党が誕生できるようになった¹⁸。

総選挙法に関しては、法体系に多少の変更があったにせよ、実施面から見ると形式的にはスハルト時代と類似する点が見受けられた。国民議会議員選挙では、その選挙区は第 1 級自治体、すなわち州単位で行われることが定められており、選挙制度もスハルト期と同様に比例代表制となっている。有権者の側から見れば、総選挙に参加する政党はスハルト期と比較して著しく増大しているが、比例代表で政党を選んで投票する点、州単位での選挙区である点など、さほど大きな変更は内容に見受けられる。

しかしその中身となると、スハルト期と比較して大きく変更された点がいくつか見受けられる。まず総選挙実施機関であるが、スハルト期には内務大臣が長を務める総選挙庁が実施機関となっていた。しかし今回の法改正によって、「自由で独立し、総選挙参加政党と

政府の要素から成り、大統領に責任を負う総選挙委員会¹⁹」が行うよう定められた。議席配分は各州の人口比率によって定められたが、細かくは総選挙委員会に委ねられた。総選挙参加政党の要件は政党法によって設立された政党のうち、インドネシア全州の過半数で支部を有し、かつその州内の県や市の過半数で支部を有することが定められた。また 1999 年総選挙の次、すなわち 2004 年の総選挙に参加できる政党は、1999 年の総選挙で国民議会議席を 2%以上有しているか、または州の過半数、或いは県・市の過半数の地方議会で 3%の議席を有していることが義務付けられた。つまり、1999 年の総選挙には多くの政党が参加するだろうが、2004 年総選挙からは参加政党要件が厳しくなり、政党の合従連衡が行われる可能性が高まった。

議会構成法では、特にその国軍議席の存廃が焦点となった。民主化の方向へと移行するには、議会議員の民選が必要不可欠であると考えが、国軍の二重機能という観点から見ると議会内に国軍任命議席を残すことはいたしかたない。結果、国民議会の構成は 500 名の定数のうち、462 名が民選枠、残りの 38 議席が国軍任命議席となった。また国民協議会は国民議会議員に加え、州議会で選出された地方代表 135 名（各州 5 名）組織代表²⁰65 名の計 700 議席となった。

第二節 憲法改正と政治制度の変化

後述する 1999 年総選挙を経た国民協議会は、憲法改正作業を始めた。最も重要な点は大統領の任期制限を盛り込んだことである。先の MPR 決定 1998 年第 13 号によって、大統領の任期は 2 期 10 年に制限されるようになった。しかし、MPR 決定は法律に準ずる効力を持つとしても、憲法の条文が再任を妨げないような文言が残っている以上は、仮に将来 MPR 決定の破棄が採択されれば大統領の任期制限は外れてしまう。ゆえに、憲法条文に盛り込み、確実に大統領任期制限を確定させる必要があった。結果、第 1 次改正において「大統領および副大統領の任期は 5 年とし、その後 1 期のみ同一の職に再選されることができる」（第 7 条）とされるようになった。大統領の立法権については、これまで「大統領は国民議会の同意を得て法律を制定する権限をもつ」（第 5 条第 1 項）とされてきたが、この第 1 次改正により「大統領は、国民議会に法案を提出する権限を有する」と改正され、大統領の立法権は剥奪されて、議会への法案提出権のみとなった。これまでは大統

領令で立法作業が可能であったため、大統領が恣意的に議会構成に変更を加えることも理論上可能であった。しかし今般の改正によりそれができなくなった。それとともに、立法権は議会にのみ属することがこの改正で明確となり、立法府と行政府の分化は一步進んだといえよう。

また、これまで大統領特権でもあった外交使臣の任命権および接受権、刑の減免や市民権回復などの特赦・恩赦の決定権、賞典の決定権は単独で行使することができなくなった。大使の任命権、認可権は国民議会との協議が必要となった。刑の減免や市民権の回復など恩赦の決定は最高裁判所との協議が、そして恩赦は国民議会との協議が必要となった。賞典の授与に関しては、後の法整備に委ねられるがいずれにせよ、大統領単独での賞典授与はできなくなった。

こうして 1945 年憲法は制定以来初の改正作業が行われたのだが、先に述べた国民投票法が破棄されていたことも手伝い、改正作業はスムーズに行われた。第一節で述べたように政治エリートは自らの政治改革に対する積極性というよりも、この政治改革の流れに乗らなければ取り残されるとの思いから法改正を進めたと考えられる。しかし、それでも大統領任期制限を実現し、大統領から立法権を剥奪するといったことに見られる大統領権限の抑制は、相対的に議会の権力が大きくなったとともに、独裁体制を敷く大統領の出現可能性を低くしたという成果がここにあると考える。

2000 年に行われた第 2 次改正の要点は、次の通りである。まずは基本的人権規定の挿入である。第一節で述べた基本的人権憲章が基盤となって憲法条文化されたものである。生存権（第 28A 条）、差別の禁止（第 28B 条）、法の下での平等（第 28D 条）、信仰の自由や職業選択の自由、移動の自由、思想・信条の自由、表現の自由、結社・集会の自由（第 28E 条）、脅迫・拷問の禁止（第 28F 条）、私的所有権の確認（第 28H 条）、遡及処罰の禁止（第 28I 条）などが盛り込まれた。ただし、問題はこの遡及処罰の禁止²¹である。通例、遡及処罰の禁止は当然のようであるが、インドネシアにおいて遡及処罰をこの 2000 年段階で禁止してしまうと、1996 年の「7・27 事件」、1998 年のトリサクティ大学生射殺事件、或いは東ティモールやアチェなどにおける国軍の人権侵害事件を訴追する扉が閉じられてしまうと考える。しかもこの条項の決定過程で、国軍会派が積極的なロビー活動を行っていたとの報告²²もあり、条項挿入は果たしてこの時期が適当だったのかどうか、疑問を抱く。

第 2 次改正はまた、議会関連の規定も含まれる。それまで議会議員の民選規定が欠落し

ていたと第一章で述べてきたが、この改正によって「国民議会議員は、総選挙でこれを選ぶ」(第19条第1項)と定められたことにより、議員民選の原則が憲法上の規定でも確認された。これにより、国民議会に残っていた国軍任命議席は、法的にもその存続はなくなり、次回総選挙が行われる2004年までに廃止されることが法的にも保障された。また、法律案が議会で可決されたにもかかわらず大統領が署名をしない場合、30日の経過期間を経てその法律案は法律として成立するとの規定(第20条)が盛り込まれた。また第20A条が新たに盛り込まれ、国民議会が立法機能、予算審議、政府監督機能、質問権、国政調査権、意見表明権を有することが規定された。また、国民議会議員についても質問提出権、提案権、意見表明権、刑事免責権が規定された。ここにおいて立法府の、行政府に対する優越が認められ、国政はスハルト期のような行政府によるコントロールから、議会勢力である立法府のコントロールへと移行していくこととなる。

ただ、この第2次改正でも不十分とされた点があり、それが2001年の第3次改正へとつながった。この第3次改正の最大のポイントは、大統領直接選挙制が導入されたことである(第6A条)。これまで正副大統領は国民の投票を経ておらず、国民協議会による間接民主制によって選出されてきた。これによって後述するような、国民の意識と国民協議会の決定の乖離が生じ、騒動が起こる発端になってきた。しかし、この直接選挙制の導入により、国民は指導者を自らの手で選ぶ権利と責務を有することとなった。ただし、例えば第1回投票でいずれの候補も過半数に届かなかった場合、決選投票は国民協議会で行うのか再度直接投票を行うのかという点が決定されていなかった。これは、議会内で比較第1党である闘争民主党 Partai Demokrasi Indonesia Perjuangan (PDI-P) と、中規模政党が集合したイスラーム政党連合との間で議論があり、決着がついていないためである。川村はこの議論について、闘争民主党は「議会においては少なくとも4分の1程度の議席を確保できる」のに対し、「政党レベルでは1つにまとめられない」イスラーム政党の「大統領選における戦略の違い」に起因する対立であると述べている²³。

また、地方代表議会 Dewan Perwakilan Daerah (DPD) の設置が決定されることとなったが、この地方代表議会の位置付けが第3次改正時点では決まっていなかった。地方代表議会の定数は各州均等に割り振られ、1州4議席で、全国32州なので128議席と構成法によって定められている。そして、国民協議会の任命議員枠を廃止し、その代わりに地方代表議会を交え、国民協議会を国民議会と地方代表議会の合同会議とすることが検討された。しかし、その合同会議と位置づけられたのは、翌年の第4次改正であった。つまり、

第3次改正時点では地方代表議会の扱いについて、議論が煮詰まっていなかったと見ることが出来る。国民議会に対して地方自治²⁴に関する法案提出権、意見表明権、監視権などの役割や審議内容に関しては大まかに決められてはいるものの、地方代表議会はどういった位置づけとなるのか、そうした法的地位に関することが決められていない、不十分な内容であった。その他、この第3次改正では次のことが決まった。まず、国民議会が大統領罷免に関して国民協議会に上程する際、事前に新設する憲法裁判所 *Mahkamah Konstitusi* にその正当性の判断を仰がねばならない。そして、国民協議会においては総議員の4分の3の出席が必要とされ、その3分の2の賛成が必要となった。また、その憲法裁判所には、違憲審査権が付与されることとなり、司法府の立法府に対するチェックが可能となった。

2002年に行われた第4次改正において、先に述べたような大統領直接選挙制の骨格が固まった。第1回投票で1位候補が過半数に満たなかった場合、上位2名による決選投票が再び直接投票で決められることとなった²⁵。つまり、正副大統領の決定プロセスに、議会勢力が入り込むことは候補者選定時のみ程度であり、国民による直接選出が決定的となった。また、国民協議会の構成も変更され、国民議会と地方代表議会の合同会議と位置づけられるようになった²⁶。そして、憲法改正手続きは緩和され、それまでは定足数3分の2で、かつ3分の2の賛成があるときとされていたが、今次の改正によって、国民協議会議員の3分の1以上が提出者となること、定足数は3分の2であるが可決要件は過半数に引き下げることなどが決定された²⁷。

こうして4回にわたる憲法改正の結果、1945年憲法は改正前の憲法から大幅な変更となり、実際は憲法改正というよりはほとんど新憲法に近いと考えられる。それは、後の法整備に多くのことを委ね、強大な大統領制を強いていたその政治体制から考えると、改正後の1945年憲法下では強大な大統領が登場するとは考えにくい。むしろこれからは、国民から直接選ばれた大統領と議会との関係が大きな政治のキーポイントとなってくると考える。そして大統領と議会が良い意味での緊張関係を持続していけることが、大きな鍵を握ってくるのではないだろうか。ワヒド政権末期のように、大統領と議会の対立が先鋭化して国政が停滞したり、それとは逆にスハルト期のように大統領と議会が癒着して独善的な政治を行ったりするようになることなく、大統領と議会、そして裁判所が分立している状態が良いと考える。

第三節 新制度下の選挙と民主主義のルール

1. 1999年総選挙とワヒド選出の混乱

1999年に制定された政治3法などを用いて、1999年6月7日に総選挙は実施された。参加政党は政党法と総選挙法双方に適合しているとして許可された48政党に上り、選挙戦が繰り広げられた。定数は議会構成法で定められた通り500議席で、うち民選枠は462議席であった。残り38議席は国軍任命議席であり、非民選枠である。

ここで1つ問題が発生した。それは、文民公務員の政党との関係を見直す政令が発端なのであるが、閣僚が選挙キャンペーンに参加できるかという論争である。文民公務員は政党の構成員となることはできず、政党活動を行う場合は公務員としての職を辞せねばならなかった。この規定に関連して閣僚は国家公務員と同等に扱われるべきか否かという点が争われた。結果として総選挙委員会は閣僚が選挙キャンペーンに参加することを禁止し、参加する場合は閣僚の職を辞任すべきだとした。そして、その決定に従ってアクバル・タンジュン Akbar Tandjung 官房長官（ゴルカル総裁）らが閣僚職を辞職した。

投票日は休日と定められることになった。今までは平日に行われており、職場で投票せざるを得なかった社会人も、今回から居住地で投票できるようになった。倉沢の観察によれば政府機関の建物を投票所として使用することは禁じられたため、屋外の空き地などを利用するケースが多かったと述べている²⁸。

投票終了後すぐに開票作業が行われ、最終的な総選挙委員会発表は2週間後の6月21日の予定であった。しかし、集計システムが煩雑で、また全政党の認証を受けねばならないので、発表は延期に延期を重ね、7月14日ようやく最終集計結果が発表された。ただこの時、総選挙委員会の会合において小政党の反対があり、結果としてこの集計結果は否決されてしまった。総選挙委員会はハビビに結果の扱いを委ね、結局ハビビが総選挙監視委員会に照会し、同委員会が結果を認める勧告を出したのを受け、総選挙結果を認める大統領令を布告した²⁹。これでようやくスハルト政権崩壊後初の総選挙が完了したのである。結果は下のようになっている。

闘争民主党 Partai Demokrasi Indonesia Perjuangan (PDI-P) とは1996年に当時の民主党総裁から解任されたメガワティを党首とする政党である。今回の総選挙にあわせて新たに結党された政党にもかかわらず、ゴルカル党を凌ぐ議席を獲得し、比較第一党となった。今までゴルカルがほとんどの議席を占めて翼賛的な政治を敷いていたのに比べると、

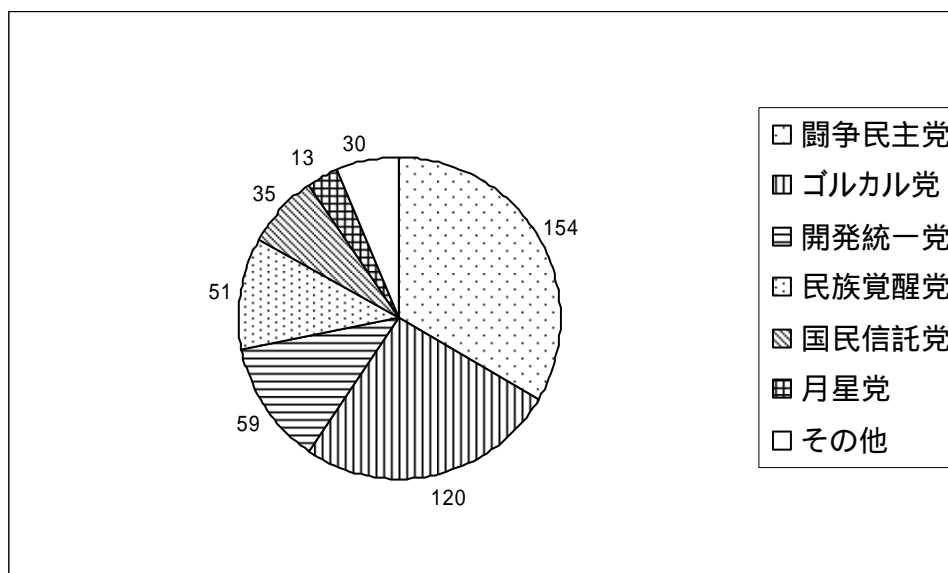
今回の結果は過半数に届く政党が無く、多党分立状態になったと見る事ができよう。このような場合、政策決定は他党との連立を組まざるを得ない。そしてこの新たに選挙を経て召集された国民議会議員を含め、1999年10月に開かれた国民協議会は、直近の大きな課題として大統領の選出があった。

図表 2-1 1999年総選挙投票率

人口	209,389,000
有権者数	127,666,631
投票登録者数	118,158,778
登録率(%)	92.55
有効票	105,845,937
無効票	4,422,851
投票率(%)	93.32

出所：佐藤百合編『インドネシア資料データ集』アジア経済研究所、2001年 p.114.

図表 2-2 1999年総選挙結果（定数462議席）



出所：KPU ホームページより筆者作成。

ハビビは国民協議会において 1998 年の就任からそれまでの業績を報告し、信任を問うた。この信任投票は、事実上のハビビに対する大統領選挙となったわけであるが、これが賛成少数で否決されてしまう。なぜハビビは不信任されたのか。それは 3 つの要因が重なったからだと思われる。1 つはバリ銀行疑惑である。これは政府保証を受けたバリ銀行が、債権取立てのコミッションとしてゴルカル幹部が社長を務める企業に 100 億円近い金を支払い、それがハビビを次期大統領候補とするための裏工作に使われたとの疑惑である。1999 年 8 月末には IMF、世銀、アジア開発銀行がこのスキャンダル解明まで融資を停止することを発表した³⁰。間苧谷の研究によれば、バリ銀行への政府保証には蔵相や銀行再編庁が絡んでいる上、ハビビを大統領候補とする運動にはハビビの実弟や、最高諮問会議³¹の議長が関与していたという。1997 年のアジア通貨危機によって経済成長がストップし、経済が混乱に陥っていた当時、IMF や世銀、アジア開発銀行など国際機関からの融資が受けられない事態は、経済再建に大きな痛手となる。したがって、インドネシアにはこのバリ銀行疑惑の全容解明が求められることとなったと同時に、次期大統領候補となる人物にそのような疑惑がもたれていて良いのかといった道義的責任も生まれた。

さらには、東ティモールにおける住民投票の実施と、その後の治安混乱である³²。8 月 30 日に東ティモールの帰属を決める住民投票が実施され、圧倒的多数で独立が支持された。その後、インドネシア残留派と見られる武装集団により、東ティモール領内は治安悪化が急速に進み³³、9 月 7 日には戒厳令が敷かれた。しかしこの戒厳令でも事態を沈静化させることができず、オーストラリア軍を中心とした国連平和維持軍の受け入れを認めざるを得なかった。そもそもこのような事態を作り出したのは、スハルトによる 1975 年から 76 年にかけてとられた一連の東ティモール併合作戦ではある。しかし直近の治安秩序を混乱させたのは、ハビビが東ティモール住民投票を認めたからではないかと、ハビビの責任を問う声が高まっていった³⁴。特にメガワティはアメリカの雑誌ニューズウィーク誌に寄稿し、「一連のトラブルが起きたそもそもの原因は、東ティモールの人々はインドネシアの自治領となるか独立するかを決める住民投票を実施できると、ハビビが今年 1 月(筆者注; 1999 年 1 月)に突然宣言したことにある」³⁵として、ハビビの決定を批判した。

そしてもう 1 つの要因は、結局ハビビを過渡的政権と位置づけていたチガンジュール宣言ではないかと考える。すなわち、あくまでハビビ政権は次期総選挙までの暫定政権であり、多くの議員が選挙実施内閣であったと考えていたのではないだろうか。その点に立てば、政治改革の道筋をつけ、スハルト期と比較すれば民主的で自由となった総選挙を実施

した時点で、ハビビ内閣の役割が終わった。そこで、ハビビを再選させる必要は無く、むしろ次期大統領をどうするかが焦点である。こう考えていたのではないかと考える。それは、国民信託党党首であるアミン・ライスが、「中道軸 Poros Tengah³⁶」結成を訴え、そして実際に結成された中道軸がハビビに出馬辞退を要請したことや、ハビビの身内であるゴルカル党幹部が候補者選定を見直すこともありうるとした³⁷ことなどによる。またゴルカル党は1999年10月11日から幹部会議を開き、ハビビを大統領候補に、ウィラントを副大統領候補とすること、ハビビの施政報告演説が国民協議会で信任されなかった場合、候補者選定を見直し、党中央執行部が候補者を指名できるよう取り決めた。しかし施政報告演説前日の10月18日、副大統領候補であったウィラントが、候補を降りるとの声明を発表した。そして結局、ハビビの演説に対して拒否355票、承認322票、棄権9票、無効4票となり、ハビビ演説は否決されてしまった。

ハビビは大統領として議会から信任されていないということがここに明らかとなり、ハビビが大統領選挙に出馬することは事実上不可能となった。そして、第4代大統領の座はメガワティと、「中道軸」が推すアブドゥルラフマン・ワヒドの間で争われることとなった³⁸。結果、ワヒドが大統領に選出された。しかしその直後から、メガワティ支持者が各地で騒乱を引き起こした。バリでは県知事公邸やその他の公共施設が放火され、空港が閉鎖された³⁹。加納が当時、現地の報道などを集めたメモによれば、ジャカルタでは高速道路ゲート4箇所が占拠され、自動車が燃やされた。中部ジャワのスラカルタでは、市庁舎とゴルカル党支部、そしてアミン・ライスの姑の家が焼かれた。その周辺の町でも暴動が発生し、スマトラのメダンでも暴動が発生した⁴⁰。メガワティはその夜声明を発表し、平静を保つよう支持者に呼びかけた。そして翌日、メガワティは副大統領に選出された。

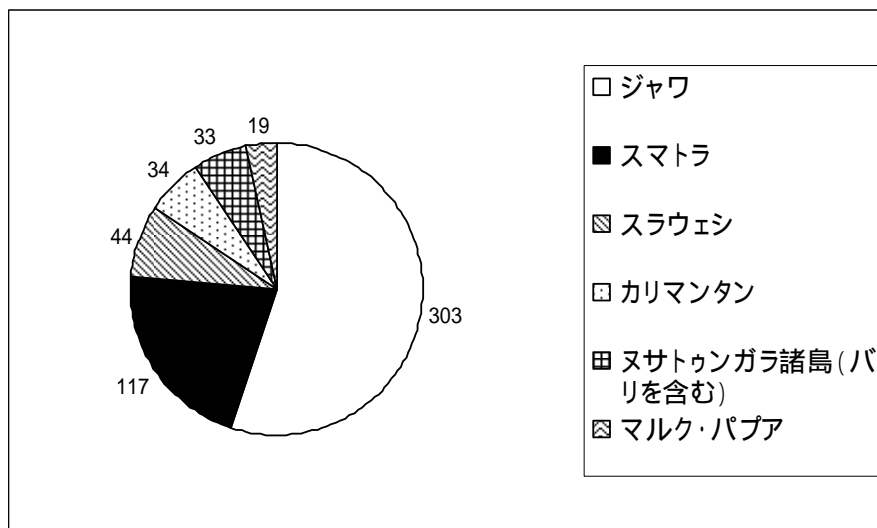
このように、自らの支持する候補者が議会内工作によって大統領に選出されないという、間接民主制で起こりうる出来事だったが、それを受け入れることができない一部の者が、暴徒と化して騒乱を引き起こしたことは、この当時のインドネシアには選挙のあり方がいまだ国民に幅広く周知徹底されていなかったのではないかと考える。国民にとって見ればスハルトを辞任に追い込んだのは、自分たちの力である。街頭に出て、直接の抗議行動を行ったからである。したがって、今回の大統領選挙結果でも、自分たちが街頭に出て直接抗議行動をとれば覆る、或いは撤回されるのではないかと、そういった気持ちの要因があったのではないだろうか。しかしそうした行動は、逆に民主主義の定着が遅れる要因であると考えられる。つまり、街頭直接行動によって声高に異を唱える者たちによって、法的に認め

られる結果が覆るようでは、法治国家としての体裁をなしていないのではないだろうか。この騒乱に際し、メガワティが平静を呼びかけ、自らの敗北を認める旨を発言したことでようやく騒乱は沈静化したが、このようなことは間接民主制では起こりうることで、さもなくば直接民主制に変更するほか無いのではないかと考える。そして実際、第3次憲法改正によって大統領直接投票が規定され、国民の側にも大統領を選ぶ権利と同時に、その結果に対しては選挙過程が公正である場合、受け入れなければならない責務が生じた。

2 . 1999 年総選挙と 2004 年総選挙の比較考察

2004 年の総選挙は 4 次にわたる憲法改正を経て、1999 年総選挙と比較すると制度に変更点があった。まず定数が 500 議席から 550 議席へと増加し、また議員民選規定により国軍任命議席が廃止され、550 議席すべてが民選となった。また、総選挙法の改正によって比例代表非拘束名簿式となった。選挙権は 17 歳以上の国民および既婚者で、被選挙権は 21 歳以上の国民に与えられた。議席配分は総選挙委員会によって定められ、図表 2-3 のようになった。

図表 2-3 2004 年総選挙議席配分



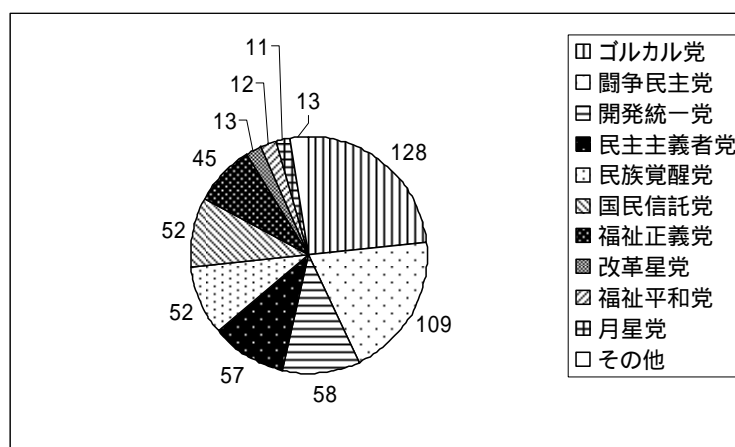
出所：KPU 発表（8月21日）より筆者作成。

今回の総選挙へ参加できる政党の要件は、1) 全国の州の3分の2以上に支部を設置し、その州内の3分の2以上の県・市に支部を置くこと、各支部に1000人以上もしくは人口の1000分の1以上の党員を有することが必要とされた。また、1999年選挙に参加した政党はその当時の規定(本章第一節を参照)が適用され、結果的に総選挙に参加する政党は前回1999年から半減して24政党となった。また次回である2009年の総選挙に向けては、国民議会で3%以上の議席率、或いは地方議会で4%以上の議席率を有するという高いハードルが課された。

首都ジャカルタでは、筆者は屋外での選挙キャンペーンを何度か間近で見ることができた。また、ジャカルタで日本語紙も購入したが、木材加工会社を経営する筆者の知人、日本語紙、或いはJICA協力のもと行われた世論調査結果などいずれも「ゴルカル党、福祉正義党躍進、闘争民主党惨敗」を予想していた。闘争民主党は、1999年の時ほどの動員力も無くなり、3月28日のブン・カルノ競技場集会(ジャカルタ最後の闘争民主党キャンペーン)も4万人の動員であった⁴¹。しかし一方で福祉正義党は、2日後の3月30日のキャンペーンでは、ブン・カルノ競技場に10万人を動員した。規模だけでの比較はできないが、人々の期待はかつてほど闘争民主党に集まっているという印象は無い。

ではなぜ福祉正義党 Partai Keadilan Sejahtera、そして民主主義者党 Partai Demokrat に支持が集まったのか。詳しくは後述するが、簡単に言うと有権者は既存の政党を嫌い、また、KKN⁴²の完全払拭などを期待し、清新なイメージのある福祉正義党や民主主義者党に投票したのではないだろうか。

図表 2-4 2004年総選挙結果(定数550議席)



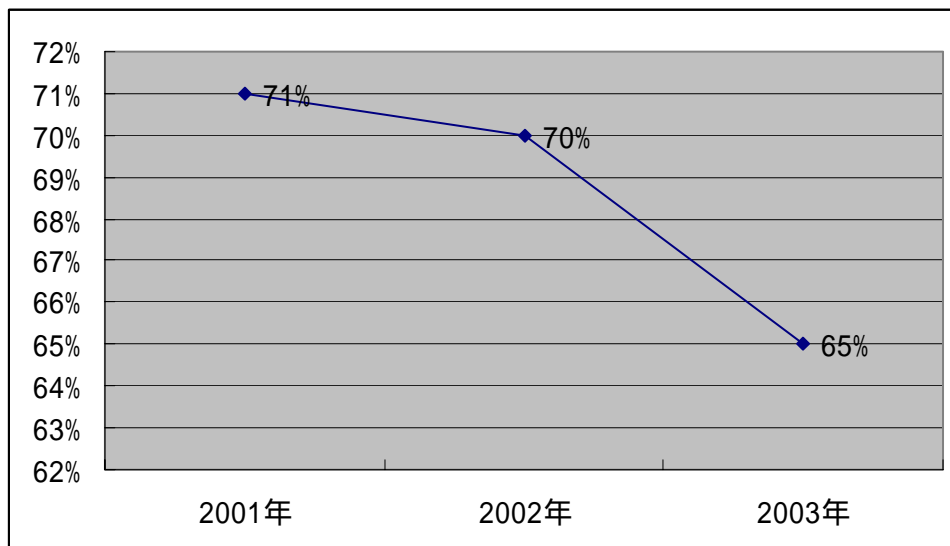
出所: KPU ホームページより筆者作成。

結果は図表 2-4 の通りとなったが、今回は総選挙の後に大統領直接選挙が予定されており、政権がどのような構成となるのかはまだ分からない状況であった。ただ、闘争民主党が前回から議席を大幅に減らし、ゴルカルが議会第一党に返り咲いたことが大きなことである。ただ、ゴルカルも第一党に返り咲いたとはいえ、前回と議席数はさほど変化しておらず、躍進したとは言い切れない。むしろもう 1 つの特徴として、多党制の進展が見られる。前回総選挙では 10 議席以上を獲得した政党は 6 政党のみであった。しかし今回、民選枠が増加したとはいえ、10 議席以上を獲得した政党は 10 政党、うち 6 政党が 50 議席以上を有し、福祉正義党も 50 議席弱の 45 議席を獲得するという、多党制が著しい結果となった。つまり、比例代表制の特徴であるのだが、議会に政党が乱立し、いかに政策を一致させていくかが難しくなってきたのではないかと考える。後述するように今回の大統領選挙には議会の議席率 3%以上か、5%以上の得票を獲得した政党または政党連合が正副大統領候補者ペアを擁立できるので、16 議席以上は必要である。したがって、具体的に言うと図表 2-4 において改革星党以下の政党は、他党と連合を組まないと候補者を擁立することができない。また大統領候補者としても、当選後の議会運営を考えると議会の多数派を形成する必要から、ゴルカル党か闘争民主党のような、100 議席を超える政党でも、政党単独で候補者を擁立することは難しい。他党との連立、或いは自らの政党の支持母体以外からの支持をも獲得せねばならないので、政権を安定させるためには連立政権を組み、他党との連携を考えてある程度幅広い政策を提示し、政策協定を結ばねばならないと考えられる。

今回の総選挙では、事前に民間シンクタンクである LSI が行った世論調査⁴³によれば、総選挙での投票基準は政党名とともにその政党が擁立、或いは支持する大統領候補者を基準にするという結果が出た。しかしそれとともに、「現在の政府とスハルト時代の新秩序政府、どちらが良かったか」という設問では、実に 56.4%が新秩序政府だとしている。この報告書では、「スハルト時代へのノスタルジアだ」としているが、なぜそうした結果が出ているのか。「民主主義が最も良い体制だ」と回答したのは 65%（2001 年は 71%）、「スハルト体制はよくなかった」に「その通り」と答えた人は 26%（2001 年には 60%）となっている。民主主義体制は肯定しているものの、現実の政治を見てみると経済はいつこうによくならず、自らの生活も上向かない。そこで、民主主義体制肯定派が若干ながら減少し、民主的ではなかったにせよ、経済は安定し、政争もあまりなかったスハルト時代を懐かしむ人々が急増したのではないかと考える。そして、このようにスハルト時代を懐かしむ人々

のことを、2003 年あたりに流行した重症急性呼吸器症候群 SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome) とかけて、「スハルト時代郷愁症候群 SARS」(Sindorome Amat Rindu Suharto) と言われた。

図表 2-5 民主主義は最善の体制である



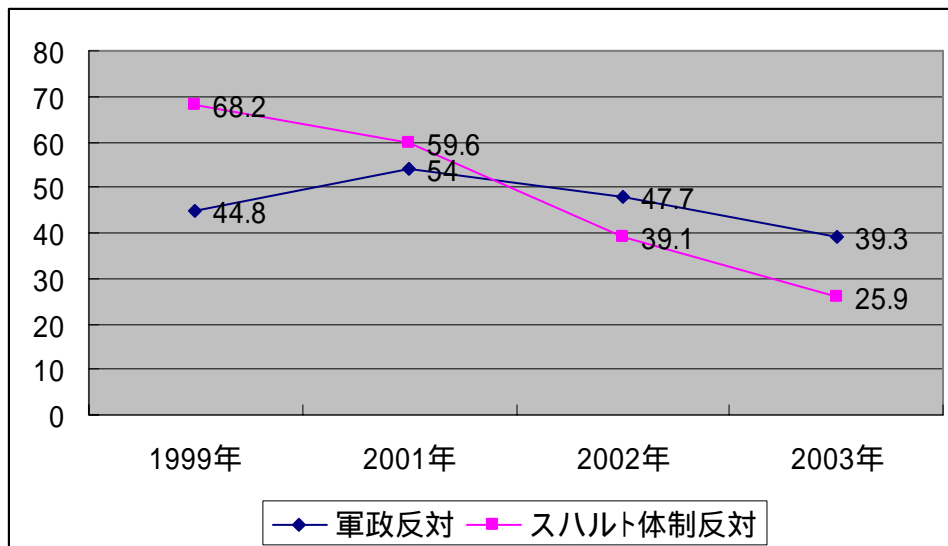
出所 : Lembaga Survei Indonesia(LSI) 'Political crisis and prospect of consolidation of Indonesian Democracy', Jakarta, 2003

一方で、軍政に対する反感も高いというわけではなく、政党勢力による安定した政治、あるいは国民経済の向上が見られない場合、国民は強力なリーダーシップをイメージする軍政に対する期待が高まることが考えられる。

加えて、「現在の民主主義体制に満足しているか」では 53%が不満を持っていると答えている。「インドネシアが直面するもっとも重要な問題」として「経済危機」を挙げた人が 65.4%、「治安」が 7.6%、一方、「汚職」は 1.5%、「法と正義」は 1.3%にすぎない。つまり、圧倒的多数の人たちは政府に「経済危機」の克服を期待している。1997 年のアジア通貨危機以降、実質 GDP 成長率はかろうじてプラス成長を維持している⁴⁴が、スハルト政権期のように 7%台の高水準を期待できない。そして経済の不調によって雇用が減って行くとなると、人々の意識はそうした経済再建に目を向けるようになると考える。闘争民主党は 1999 年総選挙で 150 議席以上も獲得し、大統領も自党のメガワティだったにもかかわらず、大きな成果を上げることができていない。それに対する有権者の判断が、今回の 2004

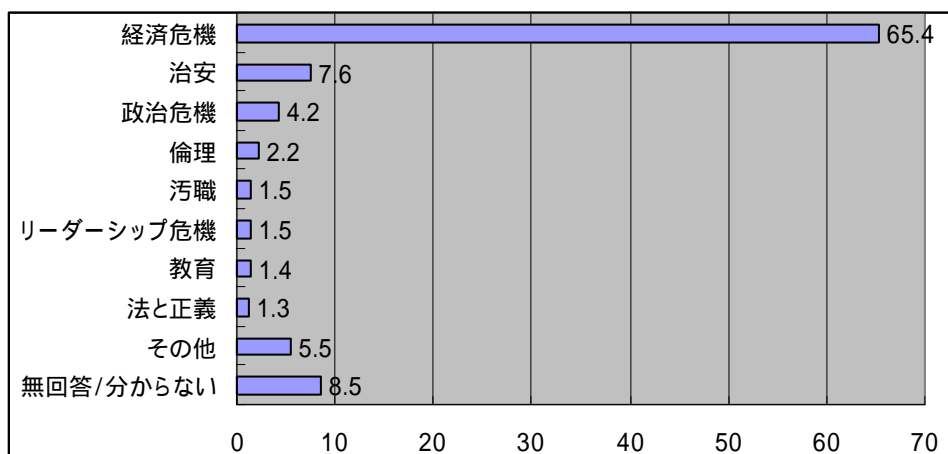
年総選挙の結果だったと考える。

図表 2-6 軍政およびスハルト体制に対する国民の姿勢



出所 : Lembaga Survei Indonesia(LSI) 'Political crisis and prospect of consolidation of Indonesian Democracy', Jakarta, 2003

図表 2-7 今日のインドネシアで直面している最重要課題は何か



出所 : Lembaga Survei Indonesia(LSI) 'The Failure of Political Parties Claiming to Be Heralds of Reform', Jakarta, 2003

第四節 過渡期政権のレフォルマシ（改革）

スハルト政権が崩壊してのち、政治・社会のスローガンとなったのは「レフォルマシ Reformasi（改革）」である。そして、ハビビは政治 3 法を成立させ、政治的自由を確保すると共に、そしてスハルト政権下では制限されることのあった基本的人権が認められるようになった。政党が次々と結成され、今まで 1 組織 2 政党だった政治勢力数は、驚くほど増加していった。「民主主義の祭典」としての総選挙は、本当の意味での「民主主義の祭典」となるよう、実施機関その他が改められ、不正・恣意的干渉が行われぬ、公平・公正な選挙が目指された。加えて、大統領の多選が禁止され、2 期 10 年までとの任期制限が設けられた。こうしてスカルノ、スハルトのように長期政権を敷くことが困難となった。

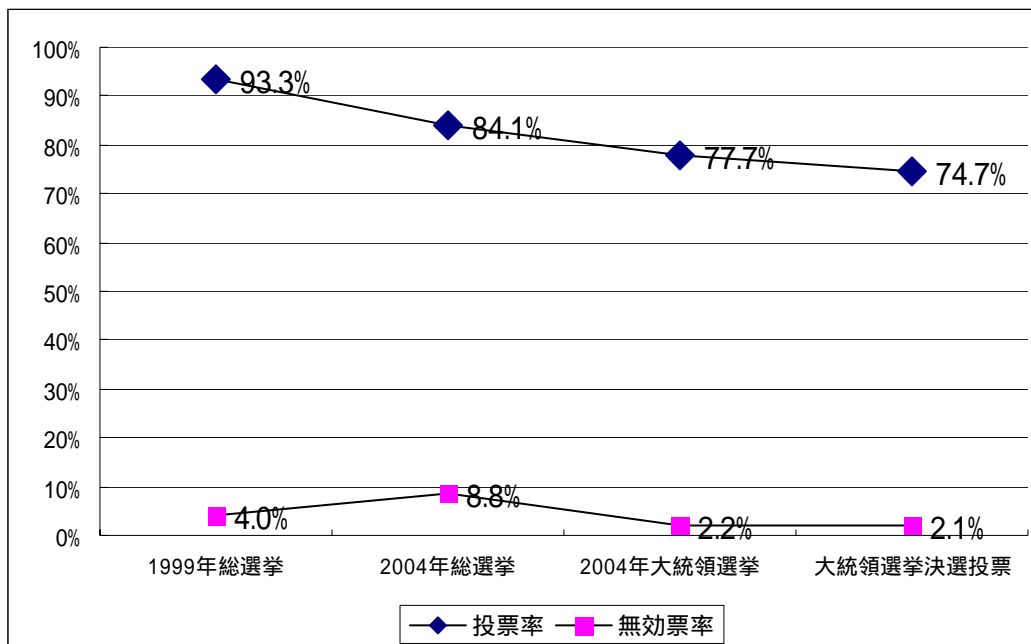
1945 年に制定されてから、ただの 1 度も改正されていなかった 1945 年憲法も、このレフォルマシの流れの中でついに改正され、政治制度は大きく変化した。結局、1945 年憲法は 4 度の改正を経て、現在の姿となった。1945 年憲法は外見も中身も、およそ 1945 年憲法を改正したとは思えないほど大きく改正され、インドネシアの政治史の非常に大きな転換点となるであろう、大統領直接選挙制が導入された。これは、スカルノ、ひいてはタマン・シスワのころから継承されてきた政治思想、すなわち「指導される民主主義」が、西洋的な民主体制へとシフトしたことを物語る。そして、国権の最高機関である国民協議会の構成が改められた。地方行政および地方自治など、地方に関する諸問題を取り扱う地方代表議会が新設され、そして国民議会および地方代表議会議員の民選も規定された。

こうして、制度上は民主化が大きく進展したと考えられる。ただ、1999 年から 2001 年までのワヒド政権下における混乱⁴⁵を見ると、憲法改正や政治 3 法などのハード面が整備されたとはいえ、国民の意識、或いは政党勢力の意識といった、ソフト面が追い付いていないという印象を持つ。それゆえ、今後は選挙の仕組みや意義、政治に参加することの意義などを説く政治教育を更に普及させる必要があるのではないだろうか。

加えて、図表 2-8 に見られるように、投票率の低下が見られるようになった。1999 年は 93.32%という驚異的な数字を記録したが、5 年後の 2004 年 4 月総選挙はおよそ 84%、そして 9 月の大統領決選投票は 74.73%を記録した。これは、スハルト政権崩壊という劇的なドラマからわずか 1 年という短期間で実施された総選挙と比較すれば、大きく低下したように見られる。しかし、わが国の国政選挙投票率を考えれば依然高水準を保っていると見ることもでき、一概に低下と断じることはできないと言える。むしろ、スハルト政権が

ら6年という年月を経てもなお、80%を超える投票率を維持していることは、インドネシア国民の間で政治が大きな関心を持って捉えられていることと見ることができる。ただ、4月の総選挙と7月の大統領選挙との間でも6.4ポイントの低下が見られる。7月の大統領選挙第1回投票と9月の第2回投票の間における差異は、例えば投票したい候補が第1回で落選したなどの理由が考えられるが、4月と7月との差異はやや大きいように見られる。7月と9月が3ポイント弱しか変化していないのに、である。論文執筆現在のところ、手元に投票を棄権した理由の情報・世論調査はなく、その理由を探ることは非常に困難である。ただし推測するに、総選挙と異なり大統領選挙は立候補者数が少数である。したがって、例えば福祉正義党支持者で大統領候補は党首であるヒダヤット・ヌル・ワヒッド Hidayat Nur Wahid と考えていた支持者が、「投票先がない」として棄権に回った可能性はある。つまり、大統領選挙は選択肢が少数であるので、総選挙よりは投票率が低下することも考えられる。ただし、こうした投票率の低下傾向が今後も続くようなことがあれば、日本と同様に政治参加意識の低下が問題提起されるようになるのではないだろうか。

図表 2-8 スハルト政権崩壊後の選挙データ



出所：KPU ホームページより筆者作成。

そして、投票率の低下傾向とともに特筆すべき点は、2004年総選挙の無効票率⁴⁶の高さ

である。1999 年は 4%、2004 年の大統領選挙はいずれも 2%台であったにもかかわらず、2004 年総選挙だけは 9%弱と突出している。なぜこのようなことが起きたのか。インドネシアにおいて、棄権したり無効票を投じたりした有権者を「ゴルプット Golput」⁴⁷と呼ばれる。では、そのゴルプットは果たして本当に、その有権者自身の自由意思によって投げられた「白票」だったのだろうか。

この傾向は、選挙制度の変化に国民が追いつけなかったのものであるとともに、その変化した結果があまりに複雑で、かつ煩雑であったからではないかと考えられる。つまり、1999 年総選挙は拘束名簿式比例代表選挙であったのだが、それが 2004 年には制度が改定され、非拘束名簿式比例代表選挙となった。加えて、インドネシアの選挙は自書記名式ではなく、写真 2-1 のようにキリやクギで穴を開ける方式である。しかも、投票用紙には文字だけではなく、参加政党の党章などが示されている。ゆえに、1999 年総選挙では拘束名簿式比例代表制なので参加 48 政党の党章のみ投票用紙に印刷すればよかった。しかし 2004 年総選挙では参加政党は 24 政党に減少したものの、非拘束名簿式に変更されたので、従来の党章に加えて比例名簿記載候補者名がすべて印刷され、新聞紙見開きの大きさとなった。さらに、地方代表議会議員選挙は選挙区選挙となっているので、投票用紙には氏名と顔写真で、やはり新聞紙見開きの大きさとなった。この日はこの国民議会議員選挙と地方代表議会議員選挙の国政選挙に加え、州議会議員選挙、県・市議会議員選挙の地方選も実施され、1 日で 4 つの議会議員選挙が行われた。そして地方代表議会議員選挙を除いてはすべて非拘束名簿式比例代表制選挙が導入されたので、投票用紙は 4 つの選挙とも新聞紙見開きの大きさとなってしまった。

写真 2-1 投票ブース内



出所：2004 年 9 月 20 日筆者撮影。

ゆえに、投票方法の煩雑さに加えて、非拘束名簿式が導入されたとはいえ、十分に比例名簿記載候補者名が周知されていたのかは、筆者が2004年3月から4月にかけて現地で見聞した中では疑問である。さらに、投票用紙を一度に四種類配布する投票所が相次いでいる⁴⁸こと、投票用紙に記載される候補者が多すぎ、投票用紙が二枚にわたるような場合もあった⁴⁹ことから、投票所における手続きの不備も、無効票を増やす一つの要因であると考え。すなわち、一度に四種類の、場合によっては四種類で5枚も6枚もの投票用紙を手にした場合、どの投票用紙をどの投票箱に入れたらよいのか、或いはどれが非拘束名簿式でどれが拘束名簿式なのかなかなか分かりづらい。無効票となる、予想される事態としてはこの他に、狭いブースに新聞紙見開きの投票用紙が4枚もあるため、投票用紙が重なったまま穴を開けてしまい、「複数投票」とカウントされてしまう場合、また投票用紙が二枚にわたったため、投票用紙一枚ごとに穴を開けて複数投票とカウントされてしまった場合などが考えられる。よって、今後は一度に多くの選挙を同時に実施することを再検討するか、或いは国民議会議員選挙を投票したらその次に地方代表議会議員選挙の投票用紙を渡すといった、投票所の手続きを更に分かりやすく改良する必要があるのではないかと考える。

さらには、非拘束名簿式を導入したにもかかわらず、その制度の利点を生かした、つまり名簿順位に関係なく当選した候補者は皆無であったということも判明している。例えば国民議会議員選挙を見ても、有効票の中で政党名のみ投票が過半数の53%を占めており、個人得票で当選したのは全国で2名のみ⁵⁰、しかもその2名とも比例名簿1位であり、本当の意味で個人得票による当選者はいなかったのである⁵¹。こうしたことを見ても、なぜ非拘束名簿式を導入したのか、その理由は未調査である。確かに非拘束名簿式は、比例代表制であって、かつ候補者の顔の見える選挙ではある。しかし、党中央の恣意的な名簿順位の作成といった問題は残るものの、選挙キャンペーンは政党単位で行われ、候補者の顔は一切見えてこない。その中で、投票する段になって候補者を選定せよとされても困惑してしまうのは明らかではなからうか。

以上のように、2004年総選挙は幾つか課題を抱えながらも、しかし平穏無事に推移したことは、大きく評価できることである。スハルト政権崩壊後におけるレフォルマシの流れの中で、民主的な総選挙、そして大統領選挙と、有権者1億5000万人を抱え、東西5000万キロにも及ぶ広大なインドネシアという国家で統一的な選挙が、暴力などといった「力の行使」がほとんど見受けられずに公正に行われたことは、非常に意義深いことである。

よって、レフォルマシの中で重要視されてきた民主化という指標は、今回の一連の選挙において、大きな前進を見ることができると考える。そして、先に挙げたような課題をクリアしてさらに整った、国民の意思をできる限り多く吸い上げる選挙制度を構築することが、当面の大きな目標となるのではないだろうか。

- 1 ハビビの経歴については、白石隆『新版インドネシア』NTT出版、1996年、尾村敬二編『スハルト体制の終焉とインドネシアの新時代』アジア経済研究所、1998年に詳しい。
- 2 ワヒドの私邸がある地名をとって「チガンジュール宣言」と呼ばれる（佐藤百合編『インドネシア資料データ集』アジア経済研究所、2001年、p.10.）。
- 3 アミン・ライスはスハルト辞任直前に、スハルト退陣を求める学生運動の指導者的存在となり、改革派指導者として認知されていた。ハメンクブウォノ10世はジョクジャカルタにある王家のスルタンであり、ジャワ、特にジョクジャカルタ周辺のジャワ人から多くの尊敬を集めていた。スハルト辞任の前日、ジョクジャカルタで大規模集会を開き、政治改革を迫ったとされる（じゃかるた新聞2000年11月24日付）。
- 4 パンチャシラの実践と実践（五つの意志への唯一の忠誠）に関するMPR決定1978年第2号の破棄と国家の基礎としてパンチャシラを確定する決定に関するMPR決定1998年第18号。
- 5 基本的人権に関するMPR決定1998年第17号。
- 6 社会団体に関する法律1985年第8号。
- 7 総選挙に関するMPR決定1988年第3号に対する改正と追加に関するMPR決定1998年第14号。
- 8 パンチャシラの実践としての国家開発の成功と保全のための大統領/MPR権限受託者に対する特別任務・権限の付与に関するMPR決定1998年第5号の破棄に関するMPR決定1998年第12号。
- 9 インドネシア共和国の大統領と副大統領の任期の制限に関するMPR決定1998年第13号。
- 10 国民投票に関するMPR決定1983年第4号の破棄に関するMPR決定1998年第8号。
- 11 政党構成員となる文民公務員に関する政令1999年第5号、およびその政令改正に関する政令1999年第12号。
- 12 横山豪志「インドネシアの民主化についての一考察 「政治3法」の制定過程を中心に」『筑紫女学園大学紀要第16号』筑紫女学園大学、2004年、p.188。
- 13 同書、p.194。
- 14 この政治3法の制定過程に関しては、横山の論文（横山、前掲書）に詳しい。そこで横山は、「保身」という言葉を用い、政治3法を含む政治改革の流れがスムーズだったのは、議員自身が政治改革に積極的だったからではなく、むしろ自らの保身のために政治改革を行わなければ守旧派とみなされることを恐れ、政治改革に協力したと論じている。
- 15 政党に関する法律1999年第2号。
- 16 総選挙に関する法律1999年第3号。
- 17 国民協議会、国民議会、および地方議会の構成と地位に関する法律1999年第4号。
- 18 横山、前掲書、p.189。
- 19 構成員は総選挙参加政党から各1名の代表と5人の政府代表からなり、議決権は平等に定められた。

-
- 20 組織の種類と代表の人数は国民議会が定めるとされ、各組織から推薦された議員候補は国民議会により決定される（議会構成法第2条）。
- 21 ある行為が行われた時点において、当該行為が犯罪でない場合、その後法整備で当該行為と同様な行為が犯罪とされても、遡って当該行為を処罰できないということ。
- 22 川村晃一「1945年憲法の政治学」佐藤百合編『民主化時代のインドネシア』アジア経済研究所、2002年、p.68.
- 23 同書、p.78.
- 24 地方自治、中央と地方の関係、地方自治体の設置、拡大および合併、天然資源およびその他の経済的資源の管理に関連する法案並びに中央と地方の間の財政配分に関連する事項。
- 25 第6A条第4項および第8条第3項。
- 26 第2条第1項。
- 27 「第16章 憲法改正」の条文を参照のこと。
- 28 この時倉沢はNGOの派遣で選挙監視員になっていた。観察の様子は倉沢愛子「民主化の模索」後藤乾一編『インドネシア 揺らぐ群島国家』早稲田大学出版部、2000年に詳しい。
- 29 横山、前掲書、p.192.-p.193.
- 30 間苧谷榮『現代インドネシアの開発と政治・社会変動』勁草書房 2000年、p.138.
- 31 1945年憲法によると、大統領や政府に答申、勸告権を持つとされる。しかしこの機関は後の第4次憲法改正において、廃止された。
- 32 東ティモールに関しては、その歴史からスハルト時代、そしてハビビによる独立を問う住民投票が実施される前後までを詳細に書いた後藤論文（後藤乾一「東ティモール『州』」後藤乾一編『インドネシア 揺らぐ群島国家』早稲田大学出版部、2000年）に詳しい。
- 33 この武装集団の裏に国軍がいたのではないかとといった疑惑があり、独立後の東ティモール国家から当事国軍司令官だったウィラントに対して逮捕状が出ている。
- 34 間苧谷、前掲書、p.138.
- 35 ニューズウィーク誌 1999年9月22日号。
- 36 改革主義イスラーム団体ムハマディヤを支持母体とする国民信託党 Partai Amanat Nasional (PAN) 伝統主義イスラーム団体 NU を支持母体とする民族覚醒党 Partai Kebangkitan Bangsa (PKB) そしてその他のイスラーム諸政党が結成した議会内会派の名称。ワヒドを大統領候補に担ぐことを目的としていた。しかしリザル・スクマはこの中道軸結成の中心人物であったアミン・ライスの目的を、ハビビ派とメガワティ派の間に高まっている緊張関係を緩和するためであったとしている（佐藤百合「インドネシア史における『改革の時代』」佐藤百合編『民主化時代のインドネシア』アジア経済研究所、2002年、p.125.）。
- 37 間苧谷、前掲書、p.139.
- 38 メガワティが出馬するのは議会第一党党首として当然かと思われるが、なぜワヒドが出馬したのだろうか。筆者が考えるには、ハビビでもメガワティでもない、第3の候補を模索していた中道軸が目をつけたのが、インドネシア最大のイスラーム団体 NU 議長であったワヒドであったのではないかと推測する。ただ、この件は本論文の趣旨から外れているので、論証は控えることとする。
- 39 秋尾沙戸子『運命の長女 スカルノの娘メガワティの半生』新潮社、2000年、p.309.-p.310.
- 40 加納啓良著『インドネシア繚乱』文藝春秋、2001年、p.10.-p.11.
- 41 じゃかるた新聞 2004年3月29日付。しかもこの集會にバスやバイクで集まった参加者には3万ルピア（約375円）、自家用車は5万ルピア（約625円）が支払われたという報道もある。
- 42 Kolusi、Korupsi、Nepotism の略で、腐敗、癒着、縁故主義の意。転じて、スハルト

一族によるファミリービジネス、あるいは汚職を表す。

- 43 Lembaga Survei Indonesia(LSI) 'The Failure of Political Parties Claiming to Be Heralds of Reform', Jakarta, 2003、および Lembaga Survei Indonesia(LSI) 'Political crisis and prospect of consolidation of Indonesian Democracy', Jakarta, 2003。この調査はアチェを除く 30 州、224 か所で 2240 人を対象として実施された。
- 44 図表 1-3 を参照のこと。
- 45 本章および第四章第一節を参照のこと。
- 46 全投票数の中に無効票が占める割合。
- 47 Golongan Putih (白票を投じる) の略。
- 48 川村晃一「総選挙てんやわんや」松井和久・川村晃一『インドネシア総選挙と新政権の始動 メガワティからユドヨノへ』アジア経済研究所、2005 年、p.50.
- 49 川村晃一「2004 年国民議会議員選挙に見る有権者の意思」松井和久・川村晃一『インドネシア総選挙と新政権の始動 メガワティからユドヨノへ』アジア経済研究所、2005 年、p.43.
- 50 ゴルカル党のサレ・ジャシット Saleh Djasit (リアウ区) と、福祉正義党党首 (当時) のヒダヤット・ヌル・ワヒッド (ジャカルタ 2 区)。
- 51 川村、前掲書、p.43.